

よくある質問

「ごみ有料化」に関する
よくあるご質問にお答えします！



Q ごみ有料化はどのような制度？

ごみ有料化とは、ごみ処理に要する費用の一部を、排出者である市民・事業者の皆さまに手数料としてご負担していただく制度です。ごみの排出量に応じて、その処理手数料を市が指定するごみ袋（＝指定袋）を購入することで、ご負担していただく仕組みとなります。ごみを出す際にお金がかかることにより、ごみの排出量を極力少なくしようとする意識が働き、ごみの減量に繋がります。

Q ごみ有料化を導入した目的は？

茅ヶ崎市にはごみ処理の問題があり、将来にわたり安定的にごみ処理を継続していくためには、更なるごみの減量を推進していく必要があるため、ごみ有料化を導入しました。

Q 茅ヶ崎市のごみ処理の問題とは？

茅ヶ崎市には、次の2つのごみ処理に関する問題があります。

- ①市内にある最終処分場は令和15年度で使用期間が終了し、それ以降は、多額の費用を投じて焼却灰の全量を市外で処理しなければなりません。また、他のごみ処理施設も老朽化が進んでおり、今後、多額の費用を投じて整備しなければなりません。
- ②ごみ処理には、毎年30億円を超える費用がかかっています。これからさらに焼却灰の処理費や施設整備費が必要となり、厳しい財政状況の中、ごみ処理に必要な財源を確保しなければなりません。

Q なぜ家庭から出るごみの25%の削減（平成29年度比）を目指しているの？

家庭から出るごみの量は、市民の皆さまのご協力により、減量している一方で、家庭から出るごみの25%は、不適正に排出された資源可能な資源物(古紙やプラスチック製容器包装類)や未利用食品などが含まれております。これらの分別を徹底することができれば、本市のごみはまだまだ削減することは可能であるため、家庭から出るごみの25%の削減（平成29年度比）を目指しています。

Q ごみ有料化は全国の市町村で、どの程度実施しているの？

環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き（令和4年3月）」によると、平成31年3月現在で家庭系可燃ごみの有料化を実施している市区町村は全体の63.5%実施していることが報告されています。

Q ごみ有料化は神奈川県内の市町村で、どの程度実施しているの？

神奈川県内33市町村のうち、茅ヶ崎市を含め7市町(21.2%)がごみの減量化や最終処分場の維持を目的にごみ有料化を実施しています。